

佐賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第29号

佐賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県宅地建物取引業法施行細則（昭和47年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(変更登録申請書の添付書類)</p> <p>第 6 条 法第20条に規定する変更の登録を申請しようとする者は、その変更が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する書類を施行規則第14条の 5 第 1 項に規定する変更の登録申請書に添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(営業保証金の取戻しに係る届出等)</p> <p>第 7 条 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年 <small>法務省 建設省</small> 令第 1 号。以下「保証金規則」という。）の規定による次の各号に掲げる知事への届出及び請求は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 保証金規則第 8 条第 3 項の規定による営業保証金の取戻しに係る公告済の届出 様式第 4 号</p> <p>(2) 保証金規則第 9 条第 1 項の規定による債権の申出のない旨の証明書の交付の請求 様式第 5 号</p> <p>(3) 保証金規則第 9 条第 2 項の規定による申出書の交付の請求 様式第 6 号</p> <p>(4) 保証金規則第 9 条第 2 項の規定による債権の総額の証明書の交付の請求 様式第 7 号</p>	<p>(変更登録申請書の添付書類)</p> <p>第 6 条 法第20条に規定する変更の登録を申請しようとする者は、その変更が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する書類を施行規則第14条の 7 第 1 項に規定する変更の登録申請書に添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(営業保証金の取戻しに係る届出等)</p> <p>第 7 条 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年 <small>法務省 建設省</small> 令第 1 号。以下「保証金規則」という。）の規定による次の各号に掲げる知事への届出及び請求は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 保証金規則第 7 条第 3 項の規定による営業保証金の取戻しに係る公告済の届出 様式第 4 号</p> <p>(2) 保証金規則第 8 条第 1 項の規定による債権の申出のない旨の証明書の交付の請求 様式第 5 号</p> <p>(3) 保証金規則第 8 条第 2 項の規定による申出書の交付の請求 様式第 6 号</p> <p>(4) 保証金規則第 8 条第 2 項の規定による債権の総額の証明書の交付の請求 様式第 7 号</p>

改正前	改正後
<p>様式第 5 号</p> <p>略</p> <p>下記の理由により取戻しをしようとする下記の宅地建物取引業者の営業保証金につき宅地建物取引業者保証金規則第 9 条第 1 項の規定に基づく申出書の提出がなかったことを証明してください。</p> <p>略</p> <p>様式第 6 号</p> <p>略</p> <p>下記の理由により、取戻しをしようとする下記の宅地建物取引業者の営業保証金に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第 8 条第 1 項第 3 号（第 2 項第 3 号）の規定に基づく申出書各 1 部を交付してください。</p> <p>略</p> <p>様式第 7 号</p> <p>略</p> <p>下記の理由により取戻しをしようとする下記の宅地建物取引業者の営業保証金に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第 9 条第 2 項の規定に基づく申出債権の総額は、下記のとおり相違ないことを証明してください。</p> <p>略</p>	<p>様式第 5 号</p> <p>略</p> <p>下記の理由により取戻しをしようとする下記の宅地建物取引業者の営業保証金につき宅地建物取引業者保証金規則第 8 条第 1 項の規定に基づく申出書の提出がなかったことを証明してください。</p> <p>略</p> <p>様式第 6 号</p> <p>略</p> <p>下記の理由により、取戻しをしようとする下記の宅地建物取引業者の営業保証金に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第 7 条第 1 項第 3 号（第 2 項第 3 号）の規定に基づく申出書各 1 部を交付してください。</p> <p>略</p> <p>様式第 7 号</p> <p>略</p> <p>下記の理由により取戻しをしようとする下記の宅地建物取引業者の営業保証金に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第 8 条第 2 項の規定に基づく申出債権の総額は、下記のとおり相違ないことを証明してください。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。